

平成 31 年 2 月 22 日  
九州管区行政評価局

**当局のあっせんに対し 2 国立大学法人が敷地内全面禁煙を決定**  
— 2 国立大学法人は敷地内全面禁煙も含めた対策の検討を開始 —

総務省九州管区行政評価局(局長 吉武 久)は、大学における受動喫煙防止対策について行政相談を受けました。平成 30 年 7 月の健康増進法の改正により 2019 年 7 月以降、学校等では区画され、標識が掲示された屋外の喫煙場所を除き、敷地内では喫煙できなくなります。当局が九州内の 7 国立大学法人を調査したところ、一部の喫煙所で、位置や構造により非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがあるほか、今後の受動喫煙防止対策が未定となっている大学もみられました。

当局では、平成 30 年 12 月 11 日、九州内の 4 国立大学法人に対し、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある喫煙所については、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること、敷地内全面禁煙の実施も含め、全学での将来の受動喫煙防止対策を検討することなどを内容とするあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し平成 31 年 2 月 20 日までに各国立大学法人から回答があり、i ) 佐賀大学及び宮崎大学は、受動喫煙防止のため敷地内全面禁煙とすることを決定、ii ) 熊本大学及び鹿児島大学は、敷地内全面禁煙も含めた受動喫煙防止対策の検討を開始しました。

本件照会先  
総務省九州管区行政評価局  
首席行政相談官 大庭 具史  
電話 : 092-431-7136 (直通)  
メール : ksy32@soumu.go.jp

## <事案の概要>

### 行政相談の内容

通学している大学で、屋外の喫煙所から流れ出てくるたばこの煙が不快である。大学が受動喫煙防止対策を徹底するようにしてほしい。

### 当局の調査結果（九州の7国立大学法人を調査）

1 1 大学は、敷地内全面禁煙

2 6 大学は、指定された喫煙所でのみ喫煙可（分煙）

※ 6 大学は、①敷地内全面禁煙とすることを決定済み（2 大学）、②今後も分煙を継続（1 大学）、③今後は未定（検討中）（3 大学）

しかしながら喫煙所では…

（1） 喫煙所の位置や構造により非喫煙者がたばこの煙のばく露を受けるおそれがある。（5 大学）

（2） 喫煙所での喫煙が遵守されていない。（1 大学）

…など、分煙が徹底されていない！

（注） 調査時点での各大学の喫煙所数は以下のとおり。（ ）内は当局が現地で調査した喫煙所数

九州大学29か所（7か所）、佐賀大学18か所（8か所）、長崎大学8か所（8か所）、熊本大学13か所（8か所）、大分大学0か所、宮崎大学8か所（5か所）、鹿児島大学7か所（7か所）

### 当局のあっせん

分煙が徹底されていない喫煙所があり、かつ敷地内全面禁煙とすることを決定していない佐賀大学、熊本大学、宮崎大学及び鹿児島大学に対して以下をあっせん

1 喫煙所の現状について点検し、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある喫煙所については、喫煙所の廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること。

2 敷地内全面禁煙の実施も含め、全学での受動喫煙防止対策を検討すること。

3 喫煙所に指定した場所以外で喫煙する者について、巡回による喫煙者への指導を徹底するなど、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を履行すること。

### 4 国立大学法人の取組

#### 敷地内全面禁煙とすることを決定したもの（2大学）

##### 【佐賀大学】

1 全ての喫煙所について点検した結果、受動喫煙による健康被害を防止するための対策が不十分であると判断されたため、平成31年3月末までに順次廃止していく。指摘を受けた2か所の喫煙所を含め、3か所の喫煙所を既に廃止した。

2 平成31年4月1日から、全学的に敷地内全面禁煙を実施することを決定し、ホームページでも学内外に向けて周知をしている。

3 平成31年4月以降についても、学生への禁煙教育や、安全衛生委員会等による巡視を強化していく。

### **【宮崎大学】**

- 1 木花キャンパス全8か所の喫煙所を点検した結果、6か所が不適であると判定した。指摘を受けた喫煙所を含め、2か所の喫煙所を撤去した。
- 2 上記1の点検結果も踏まえ、敷地内全面禁煙の実施について検討を行った。2019年7月1日から、敷地内全面禁煙を実施することを役員会で決定した。
- 3 平成31年1月29日付けで、教職員・学生に対し、2019年7月1日から敷地内全面禁煙を実施する旨、学長名で通知するとともに、周辺への迷惑となる喫煙を行わないよう注意喚起を行った。また、2019年7月1日の全面禁煙実施後は、警備員による敷地内パトロールを強化する予定である。

### **敷地内全面禁煙も含めた受動喫煙防止対策の検討を開始したもの(2大学)**

### **【熊本大学】**

- 1 全ての喫煙所について調査したところ、全ての喫煙所において非喫煙者がばく露を受けるおそれがあると思われる。現在、学内に設置している全ての喫煙所について、できる限り早い時期に順次廃止又は移設する予定である。
- 2 大学敷地内全面禁煙とした場合、近隣道路、大学周辺での喫煙等による支障が生じる可能性があるため、さらに検討を進め、できる限り早い時期に結論を出す予定である。
- 3 学内へ掲示等による周知を行うほか、衛生管理者等の巡回の際にも指導を行うこととする。上記2の方針決定後には、学内掲示板や学生のWEB掲示板等により注意喚起する予定である。

### **【鹿児島大学】**

- 1 喫煙所のたばこの煙のばく露を受けるおそれの有無について、平成31年2月12日に点検を行った。たばこの煙のばく露を受ける可能性がある喫煙所については、順次、廃止及び移動の検討を行う。
- 2 鹿児島大学の全てのキャンパスにおける敷地内全面禁煙化に向けて、総合安全衛生管理委員会にて勤務時間内禁煙、就学時間内禁煙及びキャンパス周辺での禁煙を含めた検討を行う。
- 3 望まない受動喫煙を防止するため、指定場所以外の喫煙を禁じる旨の掲示を行う。入学後のオリエンテーションにて、喫煙の健康リスクについて教育を行うとともに、保健管理センターにおける学生への禁煙支援を継続して行う。